

# 第4回

## 芽室町農業委員会総会議事録

令和2年10月29日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和2年10月29日(木) 15時30分～16時2分

●場所

芽室町役場 第一庁舎三階 議場

●議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地等移動適正化あっせん報告の件
- 日程第3 報告第2号 農地等一時転用申請に係る復元状況調査報告の件
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件
- 日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による意見聴取の件
- 日程第6 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件
- 日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による  
農用地利用集積計画決定の件
- 日程第8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づく  
農用地買入協議要請の件
- 日程第9 議案第6号 現況証明の件
- 

●出席委員

1番	島部 亨	2番	敬松 穰治	3番	小寺 典子	4番	道下 勇治
5番	坂下 義晴	6番	早苗 裕典	7番	森田 文秀	8番	横溝 勲
9番	平林 浩哉	10番	谷口 栄治	11番	鈴木 進	12番	後藤 和則
13番	西川 幹生	14番	相澤 研二	15番	浅井 隆久	16番	森本 敏彦
17番	浅野 博文						

---

●欠席委員

なし

---

●委員会に参加した者

事務局長 佐藤 三舟 事務局次長 土田 雅敏 農地振興係長 村上 大助

---

●議事録署名委員

6番 早苗 裕典 7番 森田 文秀

(15時30分 開会)

---

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に 6番 早苗委員 7番 森田委員 を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

---

●日程第2 報告第1号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題といたします。道下あっせん委員長より、あっせんの結果について、報告をお願いします。

○4番（道下委員） 農地等移動適正化あっせん報告の件。あっせん委員会を10月21日に開催しました。あっせん委員として、森田委員、西川委員、森本委員、浅野委員、そして私、道下。事務局から佐藤局長、村上係長が出席しています。午後2時30分から第1委員会室において事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けた後、現地調査を行い、おいてあっせん委員会を開催しました。それでは結果について報告させていただきます。議案2頁に記載の通り、今回のあっせんは賃貸借1件、売買2件、番号1番については、受け手の資金調達等の事情により、調整がつかなかったことから、あっせん不成立となりました。番号2番から3番はあっせん成立となりました。以上、報告といたします。

○議長（島部会長） ただいまの、報告第1号について発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

○議長（島部会長） 以上で報告第1号を終わります。

---

●日程第3 報告第2号 農地等一時転用申請に係る復元状況調査報告の件

○議長（島部会長） 次に日程第3報告第2号農地等一時転用申請に係る復元状況調査報告の件を議題といたします。谷口現地調査委員長より、復元状況調査の結果について、報告をお願いします。

○10番（谷口委員） 農地等一時転用申請に係る復元状況調査報告の件。先に許可されました一時転用について、期間満了もしくは事業完了に伴い、復元状況の現地調査を実施したので報告する。去る10月20日に現地調査委員会を開催しました。調査委員は、坂下委員、早苗委員、浅井委員と谷口で、事務局より佐藤局長、土田次長が出席しています。午後1時15分に開会し、事務局及び担当委

員からの説明を受けたのち、現地調査を行いました。調査の結果、農地として復元したことを認めました。

○議長（島部会長） ただいまの報告第2号について発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

○議長（島部会長） 以上で報告第2号を終わります。

---

#### ●日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件を議題といたします。それでは番号1番について事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので、審議を求めます。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員であります敬松委員から現地調査の結果および補足説明をお願いします。

○2番（敬松委員） 先日に現地を確認し、お話を伺ってきました。所有者は数か月前から年齢、体調面、後継者の問題から営農が困難である判断され、今回の売買となりました。譲受人の和田農園は大規模経営をされており、近隣にも所有地あることから、有効に活用されると思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【発言なし】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番について、原案の通り決定することに異議はありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、番号1番につきましては、原案の通り決定いたします。

以上で議案第1号を終わります。

●日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による意見聴取の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による意見聴取の件を議題といたします。それでは 番号1番について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農地法第5条の規定による意見聴取の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） これより審議に入ります。 番号1番についてご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

ないものと認め、番号1番につきましては 原案のとおり決定いたします。

以上で議案第2号を終わります。

●日程第6 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局（村上） 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の件。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、芽室町より意見を求められた次の農業振興地域整備計画の変更について、審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の事務局の説明に関連して、転用計画地の地区担当委員であります後藤委員から、現地調査の結果および補足説明をお願いします。

○12番（後藤委員） 先日確認をしてきました。近年の規模拡大による作業機の大型化による格納庫の建設であり、問題のある案件ではないので、よろしくご審議願います。

○議長（島部会長） これより、審議に入ります。ご意見・ご質問あるいは該当変更への異議はありませんか。

【なし・・・との声】

ないものと認め、番号1番につきましては、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号2番について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**【番号2番朗読】**

○議長（島部会長） ただ今の事務局の説明に関連して、転用計画地の地区担当委員であります西川委員から、現地調査の結果および補足説明をお願いします。

○13番（西川委員） 先日確認をしてきました。後継者の結婚出産に伴う農家住宅であり、問題のある案件ではないので、よろしくご審議願います。

○議長（島部会長） これより、審議に入ります。ご意見・ご質問あるいは該当変更への異議はありますか。

**【なし・・・との声】**

ないものと認め、番号2番につきましては、原案のとおり決定いたします。

番号1番及び番号2番につきましては、芽室町農業振興地域整備敬計変更に異議のない旨、芽室町に回答することといたします。

以上で議案第3号を終わります。

---

**●日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件**

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。それでは 整理番号18番から整理番号19番まで、事務局より続けて議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局(村上) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

**【番号18番から番号19番朗読】**

整理番号18番につきましては、先の報告第1号で報告のありました、あっせんが成立した案件の利用権設定を行うための利用集積計画です。番号19番につきましては、あっせん申出を受けまして、事前調整を行った結果、再賃貸借であって、貸し人、賃借料ともに同じということであっせん委員会を省略した案件であり、その利用権設定のための利用集積計画であります。整理番号18番から19

番につきましてははいずれも28頁の調査票のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（島部会長） それでは 整理番号18番から整理番号19番について審議いたします。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） それでは整理番号18番から整理番号19番について異議のないものと認め原案のとおり決定いたします。

以上で 議案第4号 を終わります。

---

### ●日程第8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地買入協議要請の件

○議長（島部会長） 次に、 日程第8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地買入協議要請の件を議題といたします。それでは番号1番から番号2番について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局(村上) 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地買入協議要請の件。 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、次の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められるので、芽室町に対し買入協議を要請するものとする。

【番号1番から番号2番朗読】

番号1番および2番につきましては、先の報告第1号の中であっせん不成立となった案件であり、北海道農業公社による買入が必要と認められましたので、町に対し買入協議を要請しようとするものです。以上です。

○議長（島部会長） 次に道下あっせん委員長より説明をお願いします。

○4番（道下委員） ただいま事務局から説明のあった件ですが、10月21日のあっせん委員会で買い手の調整を行いました。報告第1号のとおりあっせんを打ち切り、あっせん不成立で終わっております。あっせん委員で協議した結果、これらの件については受け手が資金調達等の理由により速やかに買入れる事が出来ないため、農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と判断いたしましたことを報告いたします。以上です。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号1番から番号2番について、ご意見ご質問はあ

りませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番から番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、原案のとおり決定いたします。以上で議案第5号を終わります。

---

### ●日程第9 議案第6号 現況証明願いの件

○議長（島部会長） 次に、日程第9 議案第6号 現況証明願いの件を議題といたします。それでは番号1番から2番について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第6号 現況証明願いの件。次の者から現況証明願いがあつたので審議を求める。

【番号1番2番朗読】

理由は地目変更のための証明申請でございます。33頁から40頁に申請書・位置図を添付しておりますのでご参照ください。以上です。

○議長（島部会長） 次に、谷口現地調査委員長から現地調査の結果を報告願います。

○10番（谷口委員） 10月20日に現地調査委員会を開催いたしました。調査委員に、坂下委員、早苗委員、浅井委員、そして私、谷口。事務局より佐藤局長、土田係長に出席いただき、午後1時15分事務局に集まりまして、事務局および担当委員の説明を受けた後、現地の調査を行いました。調査の結果、農地採草放牧地以外であると判断いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

○議長（島部会長） ただいま、谷口現地調査委員長及び事務局から説明がありましたが、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

ないものと認め、議案第6号につきましては、原案のとおり決定いたします。以上で議案第6号を終わります。

○議長（島部会長） 本日の議案の審議はすべて終了しました。  
この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

【発言なし】

よろしいですか。それでは以上をもちまして、芽室町農業委員会第4回総会を閉会いたします。

---

(16時2分 閉会)